告　　示

○総務省告示第三百五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月二十九日

総務大臣　山本　早苗

第2の第2表中

2545－2655 J 94	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とする。
2545－2655 J 94	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、副当では別表10－4による。

を

に

改める。

第2の別表10－3の次に次の1表を加える。

別表10－4　広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表

2545MHzを超え2575MHz以下
2575MHzを超え2595MHz以下＊
2595MHzを超え2645MHz以下

＊　この周波数の使用は、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。

○厚生労働省告示第三百七十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項並びに特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号及び第八条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年十一月一日から適用する。ただし、第二条の規定中作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）別表第一・二―ジクロロプロパンの項の改正規定及び第三条の規定中作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）別表十七の二の項の改正規定は、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第1号中「19の3から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36まで」を「19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36まで」に、「第十九号の三から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号まで」を「第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号まで」に改め、同号の表アクリルアミドの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）の項中「〇・〇一ミリグラム」を「水銀として〇・〇一ミリグラム」に改め、同表カドミウム及びその化合物の項中「〇・〇五ミリグラム」を「カドミウムとして〇・〇五ミリグラム」に改め、同表コールタールの項中「〇・二ミリグラム」を「ベンゼン可溶性成分として〇・二ミリグラム」に改め、同表シアン化ナトリウムの項の次に次のように加える。

三・三'―ジクロロ―四・四'―ジアミノジフェニルメタン	〇・〇〇五ミリグラム

第1号の表一・四―ジクロロ―二―ブテンの項の次に次のように加える。

ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）	〇・一ミリグラム

第1号の表弗化水素の項の次に次のように加える。

ベーターープロピオラクトン	〇・五立法センチメートル

第1号の表ペンタクロルフェノール（別名ＰＣＰ）及びそのナトリウム塩の項中「〇・五ミリグラム」を「ペンタクロルフェノールとして〇・五ミリグラム」に改める。

第二号中「、19」、「、29」、「、第十九号」及び「、第二十九号」を削る。

（作業環境測定基準の一部改正）

第二条　作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第五十三条第二号」の下に「、第二号の二」を加える。

第十条第二項中第九号を第十四号とし、第六号から第八号までを五号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の四号を加える。

七　四塩化炭素

八　スチレン

九　テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）

十　トリクロロエチレン

第十条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五　クロロホルム

第十条第三項中「前項各号に掲げる物」の下に「又は令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3若しくは33の2（前項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物のいずれかを主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。）」を加える。

第十三条の見出し中「有機溶剤」を「有機溶剤等」に改め、同条第一項中「有機溶剤」の下に「（特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下この条において「有機則」という。）第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特化則第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下この条において「特別有機溶剤」という。）を含む。）」を、「別表第二」の下に「（特別有機溶剤にあつては、別表第一）」を加え、同条第二項中「次に掲げる物」の下に「（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物を含む。）」を「いずれかに掲げる物」の下に「（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物のいずれかを含む。）」を加え、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十六号とし、第二十二号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げ、同条第三項中「（エチルベンゼン及び一・二―ジクロロプロパンにあつては、第十条第一項の規定）」を削り、「掲げる物（」の下に「特別有機溶剤（令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の